

諮問の趣旨

(諮問の趣旨)

現行の東京都廃棄物処理計画の計画期間は平成 23 (2011) 年度から 27 (2015) 年度までであるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、計画の改定について諮問する。

(検討いただきたい事項)

次の 1 及び 2 について、概ね平成 42 (2030) 年頃を想定した長期的なビジョン及び平成 32 (2020) 年度までの具体的な計画の 2 つの視点でご検討いただきたい。

- 1 「持続可能な資源利用」のあるべき姿と施策の方向性
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 5 条の 5 第 2 項が定める事項

(背景)

- 第一期東京都廃棄物処理計画策定前の平成 12 (2000) 年度と比較すると、廃棄物の最終処分量は 6 割減となり、関東地域の不法投棄件数も大きく減少した。しかしながら、最終処分量は下げ止まり傾向にあり、金属資源等の違法輸出等、不適正処理の問題も解決していない。
このため、廃棄物の 3R 施策・適正処理の更なる推進が必要となっている。あわせて、近い将来の人口減少・超高齢化社会に対応した廃棄物処理システムの構築も求められている。
- 資源の大量消費に伴う気候変動・森林減少といった地球規模の環境問題、資源供給リスクの高まりなど、環境制約・資源制約はますます厳しいものとなっている。現在検討が進められている国連のポスト・ミレニアム開発目標では「持続可能な消費・生産」が大きなテーマとされており、また、EU においても資源効率化・循環経済に向けた新たな政策の議論が行われている。
都においても、本年 3 月に「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」を策定したところであり、これまでの廃棄物の 3R 施策から一步踏み出して、サプライチェーン全体を視野に入れた「持続可能な資源利用」を推進していくことが必要となっている。

(環境基本計画改定との関係)

東京都環境審議会では現在、東京都環境基本計画の改定について審議中である。

東京都廃棄物処理計画の改定に当たっては、東京都の環境行政全体の方

向性を踏まえて検討を進めていく必要がある。